

# 道外からものづくり人材を確保したい！

## ものづくり産業分野人材確保支援事業

ものづくり企業のIoT技術など専門的スキルを有する人材確保に向け、企業が負担する道外在住の求職者との面接に係る経費の一部を負担します。

### 制度の内容等

ものづくり企業の道外人材確保に向けた取組を支援するため、ものづくり企業が道外在住の求職者と面接を行い、雇用契約を締結した場合、面接に係る経費（旅費）の一部を助成します。

#### ■対象経費

事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費

#### ■補助金額（上限額）

雇用契約を締結した者1名につき5万円以内（通算限度額は1事業者につき10万円）

#### ■補助率

1／2以内

※事業実施は国の交付決定後となりますので、募集開始時期等は、下記URLを御確認ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/dougai-jinzai-kakuho.htm>

### 対象者・対象事業者など

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる業種の企業です。（主要業種・関連業種に該当する事業活動を行っていること）

| 指定主要業種                | 指定関連業種                                            |
|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 輸送用機械器具製造業（E31）       | 繊維工業（E11）、化学工業（E16）、プラスチック製品製造業（E18）、ゴム製品製造業（E19） |
| 電子部品・デバイス電子回路製造業（E28） | 情報通信機械器具製造業（E30）、通信業（G37）                         |
| 電気機械器具製造業（E29）        | 金属製品製造業（E24）                                      |

### 補助対象事業

事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。

- 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。
- 2 雇用契約にあっては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。
- 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。
- 4 週休2日（4週8日以上）の休日を設けていること。

※補助金とは別に、国、道又は市町村（国又は道からの交付金等を受けて補助する場合に限る。）から補助対象経費に対し、補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、対象となりません。

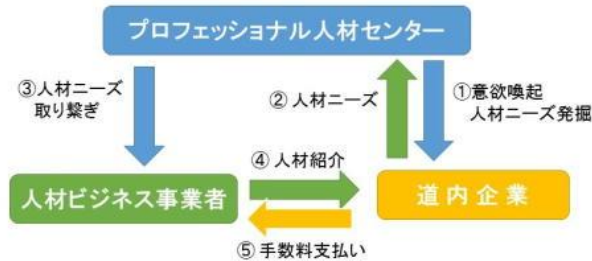
# プロフェッショナル人材を活用したい！

## プロフェッショナル人材センター運営事業

北海道プロフェッショナル人材センターでは、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードするプロフェッショナル人材の採用または副業・兼業での活用をサポートします！

### 制度の内容等

○地域企業の人材確保や経営改善、事業展開等の課題を解決する人材ニーズを発掘し、副業・兼業人材の受け入れによる解決も含め、プロフェッショナル人材の活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。



○人材活用による経営改善やプロフェッショナル人材の活用事例を紹介するセミナーを開催します。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

### 対象事業者など

企業の成長戦略を実現するため、以下のように新たな人材の活用を検討している方は、ぜひお気軽に北海道プロフェッショナル人材センターにご相談ください。

- 商品に自信があるが、新たな販路を開拓していく方法がわからない！
- 新製品・新技術の開発力を高めたい！
- 海外進出するために責任者がほしい！
- 経営を支える管理者がほしい！
- 後継者を中心に将来の経営体制を整えていきたい。
- 人事制度開拓のために、プロフェッショナル人材を一時的に活用したい！
- 期間を限定したプロジェクト単位での課題解決のために、副業・兼業人材を活用したい！

### お問い合わせ先

経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896

# 東日本大震災の被災者を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

東日本大震災による被災離職者等を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して1年以上雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象となる労働者

東日本大震災発生時に警戒区域等に居住していた者であって、震災後に安定した職業についたことがない被災離職者及び被災地求職者。

※ 「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間が20時間以上の労働者として同一事業所に6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

### 支給額

- 1 一般労働者（週30時間以上）  
支給額：60万円（大企業50万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 短時間労働者（週20時間以上30時間未満）  
支給額：40万円（大企業30万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）

※ この助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業所1回のみ上記支給額に加え、中小企業60万円（大企業50万円）を上乗せ助成する。

### ご利用方法

- ・平成23年5月2日以降の雇い入れであることが条件となります。  
（平成26年4月1日以降要件変更あり）
- ・対象労働者を1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）することが確実にあると認められる事業主であるなどの要件があります。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_hisai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 生活保護受給者等を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワークもしくは自治体が就労支援を行った生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

自治体が就労支援もしくは自治体の要請によりハローワークが就労支援している生活保護受給者及び生活困窮者であって、自治体やハローワークが3か月を超えて支援している者（定められた就労支援期間内に就職した者に限ります。）。

### 支給額

- 1 短時間労働者以外  
支給額 : 60万円（大企業50万円）  
助成期間 : 1年（6カ月毎に1／2支給）
- 2 短時間労働者  
支給額 : 40万円（大企業30万円）  
助成期間 : 1年（6カ月毎に1／2支給）

### ご利用方法

ハローワークに求人提出する際に生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる意向があることを申し出て下さい。就労支援している生活保護受給者、生活困窮者であることを明らかにしてハローワーク等が職業紹介を行い雇い入れた場合など一定の条件に該当したときに、事業所管轄ハローワークもしくは北海道労働局が支給申請について案内します。

このほかにも、助成金の支給要件があります。本助成金の支給要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部訓練室 Tel 011-738-5253
- ・ハローワーク（公共職業安定所）※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

（参照：特定求職者雇用開発助成金）

URL：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_seikatsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seikatsu.html)

# 地域に住む求職者を雇いたい！

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します！

### 助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに対象労働者の職場定着状況などを考慮の上、最大3回支給します。  
※ 下表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ）（ ）内の額、2回目以降は、下表の左側または右側の額）

| 設置・整備に<br>要した費用        | 対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合   |                        |                        |                          |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
|                        | 3(2)～4人                | 5～9人                   | 10～19人                 | 20人以上                    |
| 300万円以上<br>1,000万円未満   | 48万円/60万円<br>(100万円)   | 76万円/96万円<br>(160万円)   | 143万円/180万円<br>(300万円) | 285万円/360万円<br>(600万円)   |
| 1,000万円以上<br>3,000万円未満 | 57万円/72万円<br>(120万円)   | 95万円/120万円<br>(200万円)  | 190万円/240万円<br>(400万円) | 380万円/480万円<br>(800万円)   |
| 3,000万円以上<br>5,000万円未満 | 86万円/108万円<br>(180万円)  | 143万円/180万円<br>(300万円) | 285万円/360万円<br>(600万円) | 570万円/720万円<br>(1,200万円) |
| 5,000万円以上              | 114万円/144万円<br>(240万円) | 190万円/240万円<br>(400万円) | 380万円/480万円<br>(800万円) | 760万円/960万円<br>(1,600万円) |

◆ 中小企業事業主の場合、支給額の1/2を第1回目に上乗せ支給

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ 「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。

### ご利用方法

・ 事業所の設置・整備や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書（計画期間は最大18カ月）を提出し、その計画が完了した旨の届を提出するなど手続が必要です。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワーク等へお尋ねください。

・ 北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター 6F TEL 011-788-9152

・ ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。